

夏季休業中の生徒指導について

1 各学校においては、夏季休業に当たり、生徒指導体制の確立に向けて次のことに御配慮願います。

- (1) 生徒指導に関する夏季休業前までの取組を評価するとともに、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が一致協力して取り組む校内指導体制の確立及び校内いじめ問題対策委員会等の機能的な運営を図ることや、関係機関との連携に努めること
- (2) 全ての教職員は、児童生徒との好ましい人間関係を築くよう努めるとともに、児童生徒の意識や行動への十分な理解に基づいて指導に当たること
- (3) これまでの児童生徒の成長等について情報を共有するとともに、夏季休業以降の児童生徒一人一人に応じた支援の在り方についても認識を共有すること
- (4) 休業中における家庭、地域社会、関係機関との連携を一層緊密にし、常に適切な情報や協力が得られるよう努めること
- (5) 夏季休業の開始前に、アンケート調査、教育相談等を実施するなど、悩みや困難を抱える児童生徒を早期に把握し、適切な対応や必要な支援につなげること
- (6) 重大な事案が発生した場合、迅速な対応が可能となるよう、初動の体制や市町村教育委員会等との連絡系統等、組織体制を構築し、教職員で認識を共有すること
- (7) 児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前から休業明けにかけて、保護者や地域住民、関係機関等と密に連携の上、ICTツールを活用したSOSの早期把握や、学校内外における集中的な見守り活動、各種相談窓口の周知など、自殺予防に係る組織的な取組を徹底すること

2 事前指導においては、夏季休業の意義を児童生徒の発達の段階に応じて十分に理解させるとともに、次のことを考慮して御指導願います。

- (1) 生活の充実及び心身の健康について
 - ① 自立的で意欲的な生活を送れるよう、児童生徒一人一人がこれまでの生活を振り返って休業中の生活設計を立て、その計画を実行できるよう支援すること
 - ② 児童生徒が、興味・関心に応じた学習目標を設定し、自主的に意欲を持って学習するよう支援すること
 - ③ 家族や地域社会の一員としての自覚を持ち、自主性や社会性の伸長を図るようにすること
 - ④ 自律的で規則正しい生活を送るとともに、個に応じた体力づくりに取り組むよう支援すること
 - ⑤ 長期治療を要する疾病等の治療を奨励すること
- (2) 事故等の未然防止について
児童生徒が安全・安心な生活を送ることができるよう、特に、次のような事故等の防止に努めること
 - ① 水難事故
(プールや海水浴場での水泳、海、川、沼、農業用ため池等での水遊び、魚釣り等。特に、夏季休業中のプール管理については、保護者や地域の協力を得るなど、安全管理に努めること。)
 - ② 交通事故
(飛び出しや路上での遊びによる事故、横断歩道での事故、バイク等の無免許運転や暴走行為による事故等) (※1)
 - ③ 自転車による事故や交通違反
(乗車用ヘルメット未装着やスマートフォン操作(ながら運転)による事故、信号無視や一時不停止、傘差し運転等による事故や違反行為。特に、令和8年4月1日より適用された新ルールに伴う安全運転の徹底等) (※2)
 - ④ 痴漢、不審者や誘拐等の事件及び事故 (※3)
 - ⑤ 花火、爆発物等による事故や火遊びによる事故
 - ⑥ 部活動等による教育活動中の事故(熱中症等) (※4)
 - ⑦ 様々な自然災害(地震、津波、風水害、落雷、竜巻等)に起因する事故 (※5)

⑧ クマなどの害獣に起因する事故（※6）

- ※1 児童生徒への安全な道路の歩行・横断に関する指導を徹底する。特に道路への急な飛び出し、路上での遊びの禁止、横断歩道の正しい渡り方、バイク等の無免許運転や暴走行為の防止について指導するとともに、保護者への啓発を併せて行う。
- ※2 児童生徒への安全な自転車の乗り方の指導を徹底する。乗車用ヘルメットの着用、スマートフォン操作（ながら運転）の禁止、イヤホン着用や傘差し運転の禁止等を指導する。また、令和8年4月1日より、16歳以上の自転車運転者による交通違反（信号無視、一時不停止、携帯電話の使用など）に対して反則金制度（いわゆる「青切符」）が適用されていることを踏まえ、交通ルールの遵守が重大な法的責任に直結することを具体的に指導するとともに、保護者への啓発を併せて行う。
- ※3 不審者に声を掛けられたり、連れ去られそうになったりした場合の対応について、具体的に指導する。また、スクールガード等、関係機関との連携を図り、情報の収集に努め、必要な場合には、保護者に情報を提供する。
- ※4 「子供たちの命を守る熱中症事故予防対策に向けて【学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版）】（令和6年5月宮城県教育委員会）」を活用し、暑さ指数計測による活動実施判断、児童生徒へこまめな水分補給・休息を取り入れる等の指導を行い、熱中症事故の未然防止に努める。
- ※5 これまでの自然災害で被災した箇所や、地域の災害特性等による危険箇所を把握し、再点検を行うとともに、自然災害発生時の安全確保について十分に指導する。
- ※6 宮城県教育委員会が作成した資料「県立学校におけるクマへの対応について」は、次のURLからダウンロードできる。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/20189330h/kuma.html>)

(3) インターネット上の問題行動の防止について

インターネット上のトラブルがいじめや生徒指導上の問題行動、さらには重大な犯罪につながるケースが増えていることから、文部科学省や警察庁が作成した啓発用資料や文部科学省作成情報モラル教育啓発リーフレット及び1人1台時代の「メディアとのつきあい方」ガイドブック（令和6年2月宮城県教育委員会）等を活用して、インターネットの危険性について十分理解させるとともに、インターネットの安全利用に係る保護者に対する啓発を実施するなどして、次のような行為の防止に努めること（※7）

- ① SNS（ソーシャルネットワーキングサービス〈ブログ、電子掲示板等を含む〉）等への個人情報（学校名、氏名、画像等）の掲載、自撮り画像の送信
- ② SNS等、インターネットを通じて知り合った面識のない人と会うこと（※8）
- ③ SNSやEメール等を利用した誹謗中傷や他人が嫌がることを書き込むなどの迷惑行為
- ④ インターネットの有害サイトへの接続（フィルタリング等ペアレンタルコントロールの設定について保護者への啓発が必要）
- ⑤ 出会い系サイトへの接続（※9）
- ⑥ 他人のIDやパスワードを使ってアクセスする犯罪行為
- ⑦ ネットオークションやフリマアプリ等における不正な行為
- ⑧ SNS等を通じて、犯罪行為によって報酬を受け取る「闇バイト」に応募すること（※10）
- ⑨ 不適切な画像（わいせつ画像等）の掲載や送信
- ⑩ オンラインカジノへの接続（※11）
- ⑪ オンラインゲームへの過度の依存及び犯罪に巻き込まれること（※12）
- ⑫ 生成AIを使った性的な画像加工（※13）

※7 文部科学省や警察庁が作成した資料「インターネット利用に係る児童の犯罪被害防止等啓発資料」は次のURLからダウンロードできる。（https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html）

1人1台時代の「メディアとのつきあい方」ガイドブック（令和6年2月宮城県教育委員会）は次のURLからダウンロードできる。（https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyoku-gak/media_guide.html）

※8 SNS等利用による犯罪被害児童生徒の約85%が中学生・高校生であることに留意して指導に当たる（令和7年警察庁統計）。

※9 18歳未満の者の利用は法律で禁止されている。

※10 SNSを利用した「闇バイト」（「短時間高収入」「即日現金」「ホワイト案件」等）への応募のほか、友人知人を通じて強盗事件等に加担し、検挙される少年が増加している。警察庁・文部科学省等が示した「今後の幸せな人生のために〜闇バイトで人生を棒に振らないために知っておくべき5つのこと〜」を指導する。

(<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/260605message.pdf>)

※11 海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪になる。
(<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan//onlinecasino/onlinecasino.html>)

※12 児童生徒が普段遊んでいる「オンラインゲーム」には、「犯罪に巻き込まれる」きっかけとなるとともにゲーム等への過度の依存につながるリスクがある。

(https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/20250707_selfy_2.pdf)

(https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1415166.htm)

※13 他人の画像を生成AIで性的な画像に加工してSNS等に投稿・拡散をした場合、トラブルや犯罪、人権侵害につながるケースがある。（https://www.npa.go.jp/topic/2025/20251218_selfy_2.pdf）

(4) 問題行動等の防止について

問題行動等への対応では、社会性やモラル等の育成に努め、問題行動等の前兆的な行動を早期に捉え、情報共有をした上で組織的に対処するなど、きめ細かい継続的な指導に努めるとともに、次のような行為の防止に努めること

- ① スマートフォンや通信機能のあるゲーム機等の不適切な使用
- ② 深夜はいかいい、無断外泊、家出（夜間外出や外泊を容易に認めないよう保護者への啓発が必要）
- ③ 万引き、自転車盗、バイク盗等の窃盗（※14）
- ④ ナイフやエアガン等の危険玩具の所持・携帯・使用、暴力行為
- ⑤ 不健全な交際
- ⑥ バイク・自動車等の無免許運転
- ⑦ 飲酒、喫煙、薬物乱用等（※15）

※14 少年の窃盗による検挙・補導は、万引きが48%と最も多く、次いで自転車盗が24%となっている。（令和7年県警察統計）

※15 喫煙や飲酒は非行の入口といわれている。文部科学省から配布された喫煙防止教育についてのパンフレットを活用した具体的な指導が大切である。また、若年層の薬物乱用（オーバードーズ等も含む）が社会問題となっているため、厚生労働省等の啓発資料を活用して、薬物についての正しい知識の浸透と命を大切にする指導が必要である。

3 児童生徒の健全育成、非行防止及び保護育成のための関係機関、諸団体及びPTAとの行動連携の下、次のことに御配慮願います。

(1) 地域ぐるみの生徒指導について

- ① 各学校のPTAによる児童生徒の健全育成活動の実施
- ② 健全育成諸活動への児童生徒の積極的な参加
- ③ 不審者や野生動物（クマ等）の出没が懸念される地域、危険箇所等の再確認と巡回指導の強化、児童生徒及び保護者への周知徹底
- ④ 東日本大震災等における被災後の環境の変化に係る情報のほか、児童生徒への虐待等、地域住民からの積極的な情報収集と適時的確な対応

(2) その他

- ① 休業前には命を大切にする指導を十分に行うとともに、休業中、休業後の校内外の相談窓口について周知するなどして、児童生徒が一人で悩みを抱えることのないよう配慮すること
- ② 家庭や関係機関と連携し、不登校児童生徒への支援を継続すること
- ③ 部活動においては、「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第3版」（令和8年4月宮城県・宮城県教育委員会）を踏まえた各市町村教育委員会の方針及び各校の活動計画の下、適切な指導を行うことで効果的な活動になるよう努めること
- ④ 高校生等の生徒のアルバイトについては正規の手続きをとらせ、適切な事前指導を行うこと
- ⑤ 生徒指導関係通知について全教職員で確認すること（※16）

※16 「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」（H27.3.31 文部科学省通知）

「長期休業明けの児童生徒の見守り等の強化について」（H28.12.20 文部科学省通知）

「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（R7.12.12 文部科学省通知）

「児童生徒によるゲーム場への立入制限時間の遵守指導について」（R4.10.25 県警本部生活安全部少年課依頼）

〈担当〉

宮城県教育庁高校教育課学校経営・生徒指導班	課長補佐	建部	TEL	022-211-3626
同 特別支援教育課学校運営支援班	課長補佐	加茂	TEL	022-211-3647
同 義務教育課学びの環境サポート班	副参事	佐藤	TEL	022-211-3646